

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示【産業経済局緊急経済対策室】

2

北九州市告示第384号

北九州市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年10月8日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

北九州市地域総合整備資金貸付要綱（平成2年北九州市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「民間事業活動」の次に「等」を加え、「財団法人地域総合整備財団（以下）」を「一般財団法人地域総合整備財団（第18条後段、第20条後段及び第25条において）」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「地域の振興及び活性化に資する事業であって、かつ、市が策定する」を「市が策定した」に、「を備える」を「に該当する」に改め、同項第1号中「低収益性」の次に「等」を加え、同項第2号中「営業開始より」を「営業の開始に伴い」に改め、同項第3号中「2,500万円」を「1,000万円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「貸付けの対象」を「貸付対象事業」に改め、同項第2号中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「、市内において前条に規定する貸付対象事業を実施しようとする法人で」を削り、「もの」を「法人」に改め、同条第2号中「暴力団（以下この条）」を「暴力団（以下この号）」に改め、「又は」の次に「暴力団若しくは」を加え、「（以下この条において「暴力団員」という。）」を「と密接な関係を有する者」に改め、同条第3号から第5号までを削る。

第5条第1項中「500万円」を「300万円」に、「貸付対象事業に係る借入総額（借入総額）」を「貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額（貸付対象費用）」に、「20パーセント」を「35パーセント」に、「30億円」を「42億円」に、「越えて」を「超えて」に、「・複合的」を「又は複合的」に、「45億円」を「63億円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「（第3項又は付則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により市が近隣の市町と締結した連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る連携協約又は当該連携協約の規定により市が策定した北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項の規定の適用については、同項中「35パーセント」とあるのは「45パ

一セント」と、「42億円」とあるのは「67億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「101億2,000万円」とする。

第10条中「貸付債権」を「地域総合整備資金の貸付に係る債権」に、「民間金融期間」を「民間金融機関」に改める。

第12条を次のように改める。

(繰上償還)

第12条 貸付金の振込みを受けた者(以下「借入者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条各項の規定にかかわらず、貸付金の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入者若しくは第10条の連帯保証人(以下この項、次項第9号及び第19条第1項において「連帯保証人」という。)が支払を停止したとき、又は借入者若しくは連帯保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入者又は連帯保証人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

2 借入者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が請求したときは、第9条各項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入者が、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画に反する事業を行ったとき。

(2) 借入者が貸付金を貸付対象事業以外の事業等のために使用したとき。

(3) 借入者が貸付対象事業により取得した物件の譲渡等を行うこと、又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付対象事業を実施することが困難になったとき。

(4) 借入者が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入者が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入者が正当な理由がなくて市長が別に定める地域総合整備資金の貸付条件に違反したとき、又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入者に関して他の債務のための仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき、又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入者が解散したとき。

(9) 連帯保証人が前3号に規定する事由のいずれかに該当したとき。

(10) 前各号に規定するもののほか地域総合整備資金の貸付に係る債権の保全及び回収の確保を必要とする相当の事由が生じたとき。

第13条の見出しを「(遅延利息)」に改め、同条中「定められた償還期限」の次に「(前条各項の規定により直ちに償還する場合にあっては、当該規定に該当した日。以下この条において同じ。)」を加え、「又は前条の規定により償還の請求をする際に市長が定めた期日までに支払わなかったとき」及び「又は期日」を削り、「違約金」を「遅延利息」に改める。

第19条第1項中「による」を「により」に改め、「第10条に規定する」を削り、同条第2項中「一括又は分割して」を「一括して」に、「銀行口座」を「金融機関の口座」に改め、同条第3項中「遅滞なく」を「、遅滞なく」に改める。

第21条中「越えて」を「超えて」に、「当該事業」を「当該貸付対象事業」に、「事業進捗^{ちよく}状況報告書」を「事業進捗状況報告書」に改める。

第22条中「完了し、かつ、それに要した費用の金額を支出した」を「完了した」に改める。

第26条中「経済局長」を「産業経済局長」に改める。

付則第2項を次のように改める。

(貸付金額の限度の特例)

2 第5条第3項の規定の適用がある場合を除き、同条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「42億円」とあるのは「52億5,000万円」と、「63億円」とあるのは「78億7,000万円」とする。

付 則

この告示は、令和2年10月8日から施行する。